

商品名等 (電気用品名等)	DLPモニター使用ゲーム機
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 当該製品は、最大2名の遊戯者が乗り込み、62インチDLP(注)モニターに表示されるゲーム画面を見ながら、銃を模したコントローラーや舵輪を模したハンドルを操作して遊ぶことを目的とした海賊船形のゲーム機である。</p> <p>(注) : Digital Light Processing (デジタルミラーデバイス(DMD)を用いた映像表示システム)</p> <p>構造、仕様、意匠 当該製品は、遊戯者が座る座席、コントロールパネル及び62インチDLPモニターから構成され、演出用の付加機能として次の機能がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内蔵されたコンプレッサーからの空気圧により、銃を発射したときの振動を遊戯者に伝える。 ・内蔵されたコンプレッサーからの空気圧により、遊戯者が乗り込んだ筐体下部を上下・前後・左右に動かし、船の揺れを再現する。 <p>定 格 : AC100V、50/60Hz、約1400W</p> <p>主な使用者、販売先 一般消費者、アミューズメントセンター等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電気用品安全法上は、非対象として取り扱う。</p> <p>(理由) 当該製品の遊戯の主体となる部分はDLPモニターであり、その部分を除いたときに遊戯目的を達し得ない事から、「電子応用遊戯器具」として取り扱うことが適当であると考えられるが、ブラウン管を有していないので政令で指定されている「電子応用遊戯器具」には該当しない。また、内蔵されたコンプレッサーからの空気圧による演出は、遊戯の主体ではなく付加機能であり、過去例においてもそのようなものを電動力応用機械器具の「電気遊戯盤」とみなしていないことから、非対象として取り扱うのが妥当と判断する。</p>	